

## 武蔵野市多文化共生推進プラン庁内検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 武蔵野市（以下「市」という。）が多文化共生社会の実現に向けて、日本人と外国人がともに理解し、及び尊重し合い、活躍できる環境を整備するために必要な事項を取りまとめた武蔵野市多文化共生推進プラン（仮称）（以下「多文化共生推進プラン」という。）を策定するため、武蔵野市多文化共生推進プラン庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 多文化共生推進プランの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

## (構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者で構成する。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は交流事業担当部長の職にある者をもって充て、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は、この要綱の施行の日から令和5年3月31日までとする。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議の議長は、委員長とする。
- 3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

## (事務局)

第7条 委員会の事務局は、市民部多文化共生・交流課に置く。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月13日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

交流事業担当部長
総合政策部企画調整課長
市民部多文化共生・交流課長
市民部市民課長
防災安全部防災課長
健康福祉部生活福祉課長
子ども家庭部子ども子育て支援課長
教育部教育支援課長